

認知機能検査員講習実施要綱の制定について

平成21年5月15日
例規（免）第21号
警察本部長

[沿革] 令和2年9月4日例規（運教）第35号
令和4年5月12日例規（運教）第20号

各部長・参事官・所属長

見出しの実施要領を別添のとおり制定し、実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

認知機能検査員講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査及び法101条の7第1項に規定する臨時に行う認知機能検査（以下「検査」と総称する。）を行う者に対する認知機能検査員講習（以下「講習」という。）の実施方法等を定め、適正かつ効果的に検査を実施することを目的とする。

第2 体制

1 主管課長

交通部運転免許本部運転教育課長（以下「主管課長」という。）は、検査の適正かつ効果的な運用に資するため、この講習に関する事務を処理するものとする。

2 講習指導官

（1）講習指導官は、交通部運転免許本部運転教育課の課長補佐以上の職にある者の中から主管課長が指定するものとする。

（2）講習指導官は、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 講習の指導案の作成に関すること。

イ 講習内容及び講習方法の改善並びに講習教材の研究開発に関すること。

ウ 講習効果の検討に関すること。

エ 前記アからウまで以外の講習に関すること。

3 講習指導員

（1）講習指導員は、警察庁が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者の中から主管課長が指定するものとする。

（2）講習指導員は、講習指導官の指揮監督を受け、講習を実施するものとする。

第3 講習実施要領

1 講習実施日時及び場所

（1）講習実施日時及び場所は、その都度、主管課長が定めるものとする。

（2）主管課長は、講習実施日時及び場所を定めた場合は、当該実施日の1か月以上前に公表するものとする。

2 講習内容等

(1) 講習項目、講習内容及び講習時間は、別表のとおりとする。

(2) 講習方法は、講習項目ごとに次のとおりとする。

ア 「1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論」については、視聴覚教材「認知症を知る：正しい理解のために」（警察庁運転免許課作成）により行うものとする。

イ 「2 高齢運転者対策の概要」については、「高齢運転者対策の概要」（警察庁運転免許課作成）を参考に、本県の実情に応じて作成した資料を用いて、講義形式により行うものとする。

ウ 「3 認知機能検査の実施方法」については、別に定める「認知機能検査実施基準」を活用して次のとおり行うものとする。

(ア) 講義形式により、検査の実施に当たっての心構え、検査の実施要領、検査の採点及び検査結果の通知について説明を行う（40分間）。

(イ) 講習指導員による検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑応答を行う（40分間）。

(ウ) 受講者が二人一組になって、受講者が相互に検査の模擬実施を行う（60分間）。

(エ) 模擬実施後、受講者からの質疑応答を行う（10分間）。

(3) 次に掲げる講習等を終了した者は、別表に定める講習項目のうち「1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「2 高齢運転者対策の概要」の講習を省略することができる。

ア 検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を終了した者

イ 前アの者が当該補充講習の内容を伝達することによる講習を終了した者

ウ 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者

エ 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者

3 講習の受付

(1) 講習受講者の要件

講習受講者は、講習の受付日に年齢が21歳以上の者とする。

(2) 講習の受付

ア 講習の受付は、年齢を証明することができる書面の写しを添付した認知機能検査員講習受講申請書（別記第1号様式。以下「受講申請書」という。）を提出させて行うものとする。

イ 前記2（3）に規定する講習等を終了した者の講習の受付は、当該講習等を終了した旨を証明することができる書面の写しを受講申請書に添付させるものとする。

(3) 受講者名簿の作成

主管課長は、講習の受付を行ったときは、認知機能検査員講習受講者名簿（別記

第2号様式)を作成し、その状況を明らかにしておくものとする。

4 終了証の交付

講習を終了した者には、終了証(別記第3号様式)を交付するものとする。

別表

認知機能検査員講習

講習項目	講習内容	時間(分)
1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	90
2 高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (5) 安全運転相談	60
3 認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング)	150

以下様式省略

別表

認知機能検査員講習

講習項目	講習内容	時間(分)
1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	90
2 高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (5) 安全運転相談	60
3 認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	150

第1号様式（第3の3（2）ア）

保存期間	1年（会計年度）
------	----------

年 月 日

千葉県公安委員会 様

認知機能検査員講習受講申請書

ふりがな		受講者番号	
氏名			
生年月日	年 月 日	連絡先電話番号	
性別	男 ・ 女	()	
住所			
勤務先			

千葉県収入証紙貼付欄

収入証紙貼付欄 (番号順に貼ってください)		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

収入証紙貼付欄が足りない場合は、裏面に貼付してください。

第 号

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを証明します。

年 月 日

千葉県公安委員会 印